

駐車料金の減免を受ける皆様へ

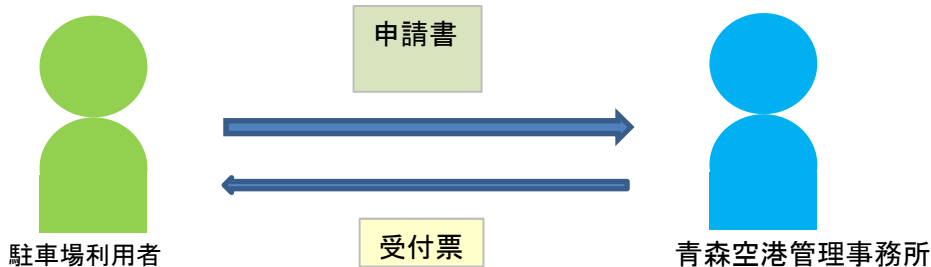
青森空港管理事務所

駐車料金の減免を受けるためには、2つの手続きが必要です。

手続きその1(申請書の提出)

空港駐車場に駐車した後に、青森空港管理事務所に「駐車料金減免申請書」を提出してください。

①「駐車料金減免申請書」の提出



②申請書が受理されると「受付票」が交付されます。

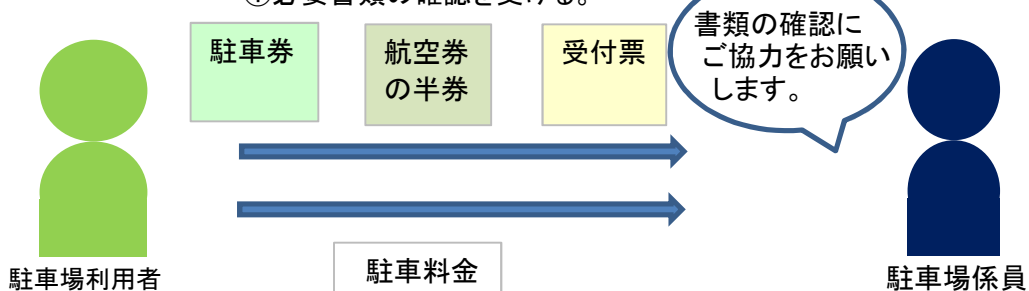
- ※1 申請書は、空港ビル1階の案内所横、空港ビル1階のJALチケットカウンター向い側、大韓航空チケットカウンター向い側、空港ビル2階の立体駐車場・連絡通路出口付近にある記入テーブルでご記入ください。また、青森空港管理事務所でもご記入いただけます。
- 2 申請書は、帰国してからでも提出できますが、お帰りの際には混雑も予想されますので、できるだけ青森空港出発前に青森空港管理事務所に提出して下さるようお願いいたします。

手続きその2(駐車場係員の確認を受ける。)

空港駐車場を出る際には、駐車場係員から必要書類の確認を受けてください。

確認を受けるのは、「駐車券」と「国際線航空券の帰りの半券」と「受付票」の3枚です。

①必要書類の確認を受ける。



②確認を受けた後に、駐車料金をお支払いください。

- ※1 駐車場を出る際は、必ず有人ゲートをご使用ください。無人ゲートでは減免手続きができません。
- 2 駐車場を出る際は、有人ゲートの係員に「駐車券」と「国際線航空券の帰りの半券」と「受付票」の3枚の書類を提出して、係員の確認を受けてください。係員の確認を受けない場合は、駐車料金の減免は適用されません。
- 3 無人ゲートから通常料金で出庫してしまった場合や、有人ゲートで確認手続きを取らずに通常料金を支払って出庫してしまった場合であっても、後から減免料金に変更することはできません。通常料金と減免料金との差額を返却することもできません。